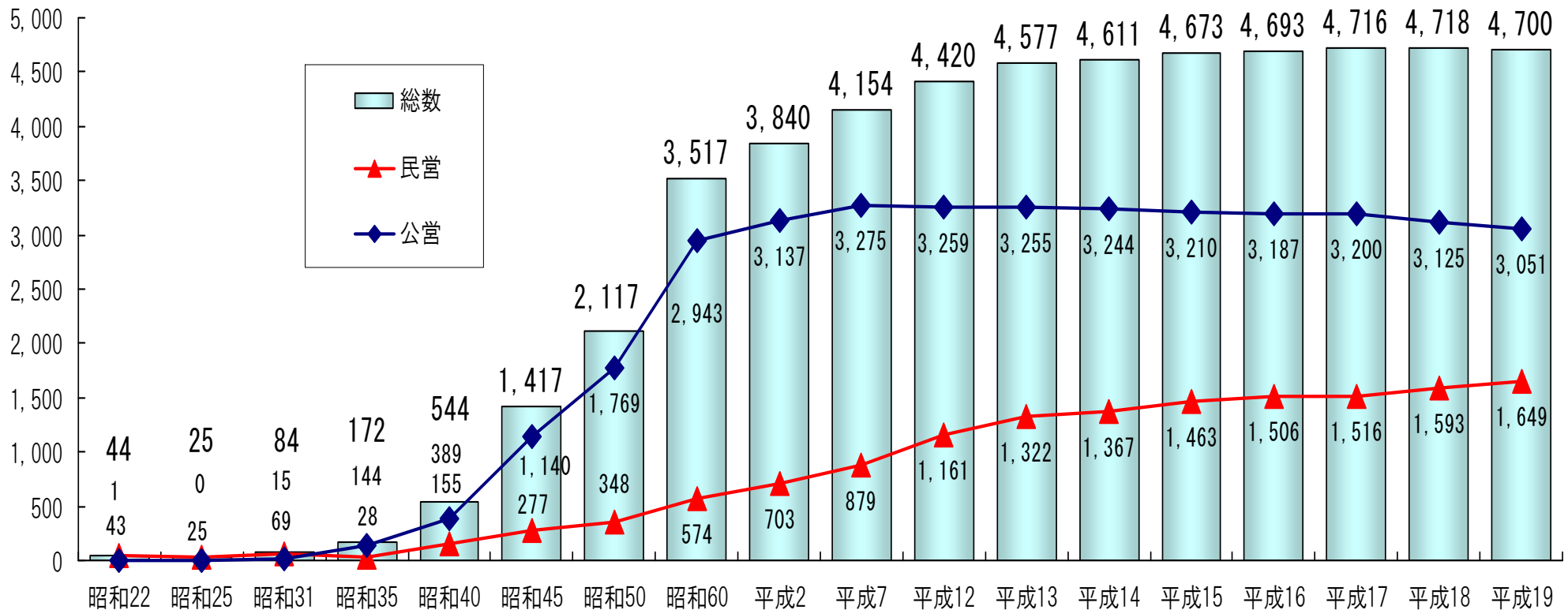


児童館数(公営・民営別)の推移

- 児童館は、昭和40年代から50年代にかけて、高度経済成長がもたらした子どもの事故の多発やいわゆる「かぎっ子」の増加等により急激に増加したが、その後上昇カーブは緩やかになり、ここ数年はほぼ横ばいで推移している。
- 公営・民営別では、公営が平成7年をピークに減少に転じているものの、民営は最近でも徐々に増えている傾向にある。

(注)児童館には、小型児童館、児童センター、大型児童館及びその他児童館を含む。



(各年10月1日現在の数値)

児童館における活動について

○ 児童館における主な活動

活動項目	具体的な内容
季節行事 (90%)	正月行事(凧あげ、カルタ)、節分、ひな祭り、こどもの日の行事、父母の日の行事、七夕、花火大会、町のお祭り、運動会、クリスマス会等
体力増進・スポーツ (75%)	卓球、サッカー、ドッジボール、体操、バドミントン、一輪車、なわとび、たけうま等
屋外・自然体験活動 (66%)	キャンプ、ハイキング、サイクリング、つり、オリエンテーリング、アスレチック等
交流活動 (65%)	老人ホーム等施設訪問、高齢者などから芸能等の習い事、交流会(高齢者・障害者・外国人)等
鑑賞会 (62%)	合唱・音楽演奏、映画・ビデオ上映、演劇、新聞・回覧版等
講習会・発表会 (57%)	誕生日会、進級・卒業を祝う会、育児・栄養講座、手話講座、育児相談、活動記録展等

出典：平成13年地域児童福祉事業等調査(()内は調査児童館4, 577館に対する割合)

○ 時間別の主な活動

午前	10時頃～	乳幼児親子のための広場、遊び等の親子教室、子育て講座 など
午後	14時頃～18時頃	小学生の自由活動(スポーツ、ゲーム、工作など) 放課後児童クラブ
	16時頃～18時頃	中学生・高校生の自由活動(スポーツ、バンドなどのサークル活動など)

児童館の種類

児童館は、その規模及び機能から、おおむね次のような型に分けることができる。

①小型児童館 2, 836か所

小地域を対象として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図る等、児童の健全育成に関する総合的な機能を有するもの。

②児童センター 1, 738か所

小型児童館の機能に加えて、運動、遊びを通して体力増進を図ることを目的とした指導機能を有するもの。

③大型児童館 23か所

・A型児童館 18か所

児童センターの機能に加えて、都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有するもの。

・B型児童館 4か所

豊かな自然環境に恵まれた一定の地域内に設置し、児童が宿泊しながら、自然を活かした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力等を高めることを目的とし、小型児童館の機能に加えて、自然の中で児童を宿泊させ、野外活動が行える機能を有するもの。

・C型児童館 1か所

広域を対象として児童に健全な遊びを与え、児童の健康を増進し、又は情操を豊かにする等の機能に加えて芸術、体育、科学等の総合的な活動ができるように、劇場、ギャラリー、屋内プール、コンピュータプレイルーム、歴史・科学資料展示室、宿泊研修室、児童遊園等が適宜附設され、多様な児童のニーズに総合的に対応できる体制にあるもの。

④その他の児童館 103か所

小型児童館に準ずる児童館

児童厚生施設の種別

区分	小型児童館	児童センター		大型児童館	
		児童センター	大型児童センター	A型児童館	B型児童館
概要	児童厚生施設は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は、情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。(児童福祉法第40条) また、放課後児童の育成、指導等地域における児童健全育成活動の重要な拠点となっている。				
設置主体	市町村、社会福祉法人、特例民法法人、 その他の者(NPO法人・民間会社など)		都道府県		都道府県、市町村、社会福祉法人、特例民法法人、その他の者(NPO法人・民間会社など)
運営主体	市町村、社会福祉法人、特例民法法人、 その他の者(NPO法人・民間会社など)		都道府県、社会福祉法人、特例民法法人、その他の者(NPO法人・民間会社など)		都道府県、市町村、社会福祉法人、特例民法法人、その他の者(NPO法人・民間会社など)
職員	児童厚生員2人以上	児童厚生員2人以上 必要に応じ 〔体力増進指導者 年長児童指導者〕	児童厚生員2人以上 必要に応じ 〔体力増進指導者 年長児童指導者〕	児童厚生員2人以上 必要に応じ 〔体力増進指導者 年長児童指導者〕	
建物面積備	217.6㎡以上 (都市部特例児童館:163.2㎡) 集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備の他、必要に応じ、相談室、創作活動室及び静養室等を設ける。 +児童の体力増進に資するために必要な運動遊び用器材、年長児童用設備(パソコンコーナー等) 等	336.6㎡以上 +年長児童の文化活動等に必要の広さ	500㎡以上 +年長児童の文化活動等に必要の広さ	2,000㎡以上 +必要に応じ、研修室・展示室・多目的ホール・移動型児童館用車両等	1,500㎡以上 小型児童館設備 +宿泊室・食堂・厨房・脱衣・浴室、キャンプ等の野外活動ができる設備等
機能	(共通) ① 健全な遊びを通して、児童の集団及び個別指導の実施並びに年長児童の自主的な活動に対する支援 ② 母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成・助長 ③ 子育てに不安や悩みを抱える母親への相談援助等の子育て家庭に対する支援 ④ その他地域における児童健全育成に必要な活動		⑤ 体力増進活動 ⑥ 年長児童の育成	⑤ 体力増進活動 ⑥ 年長児童の育成	⑤+⑥ ⑦ 都道府県内の児童厚生施設の ・相互の情報交換の促進 ・指導並びに児童厚生員及びボランティアの育成 ・プレイ、造形等に関する指導技術の開発、普及 ⑧ 歴史、産業、文化等に関する資料・模型の展示等 ⑨ 都道府県内の児童厚生施設に貸し出しできる映画フィルムビデオソフト、紙芝居等資料の保有等 ⑩ 宿泊しながら野外活動が行える機能